



2011年6月29日

各 位

会 社 名 リゾートトラスト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 伊藤 勝康
コ ー ド 番 号 4681 東証・名証第一部
問 い 合 せ 先 執行役員 経営企画・IR室長
相 川 千 絵
電 話 052-933-6519

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定ならびに2011年6月29日開催の当社第38回定時株主総会決議に基づき、同日開催の当社取締役会において、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することを決議致しましたのでお知らせします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社株主との利害の共有化により当社の連結企業価値の一層の増大を図ること、また監査役については適正な監査に対する意識を高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進することを狙いとして、ストックオプションの目的で、当社取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに関係会社の取締役及び従業員に対し、無償にて新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 1,000,000株

なお、下記3により各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。以下同じ。）株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3. 新株予約権の総数

10,000個

なお、各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、新株予約権の割当日後、当社普通株式の分割（普通株式の無償割当を含む。以下同じ。）または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本取締役会決議に基づく新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1,041円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権割当日後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、時価を下回る価額で新株発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、他の種類株式の普通株主への無償割当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他の場合であって行使価額の調整を必要と当社が判断する場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

6. 新株予約権の行使期間

2011年11月1日から2016年6月29日までとする。

7. 新株予約権の行使条件

- (1) 各新株予約権の一部行使は認められない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員、もしくは従業員または関係会社の取締役もしくは従業員としての地位にあることを要する。
- (3) 上記(2)にかかわらず、新株予約権者が、新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が権利を行使できるものとする。

8. 新株予約権の割当日

2011年6月30日

9. 新株予約権の割当を受ける者および割当数

割当対象者	人数 (名)	割当新株予約権数 (個)
当社取締役	12	6,750
当社監査役	2	80
当社執行役員	7	460
当社従業員	490	2,534
関係会社の取締役	2	70
関係会社の従業員	14	106

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会（株主総会決議を要しない場合には取締役会）で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会（株主総会決議を要しない場合には取締役会）で承認されたとき、または当社普通株式を全部取得条項付種類株式とする定款変更が行われ、

当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

12. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

13. 組織再編成行為の際の新株予約権取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記②に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

以 上